

最低制限価格の算定方法について

過度な競争による品質低下を防止し、適正な価格での契約を推進するため、下記 1 から 3 の対象業務について、最低制限価格制度により業務品質の確保に努めております。

なお、最低制限価格を設定している業務については、入札公告または指名通知において「最低制限価格設定の有無」欄に「有」と表示しています。

記

1 建設工事等

工種等	最低制限価格の算定式		おもな対象業務
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% 	左記合計額 ×1.1	佐布里水源の森管理業務
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×92% ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% 	左記合計額 ×1.1	修繕業務（積算体系が左記と同じ業務）など
一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等 以外の建築系工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×90%)×97% ・共通仮設費×90% ・(直接工事費×10% +現場管理費)×90% ・一般管理費等×68% 	左記合計額 ×1.1	
昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×80%)×97% ・共通仮設費×90% ・(直接工事費×20% +現場管理費)×90% ・一般管理費等×68% 	左記合計額 ×1.1	

- 最低制限価格の上限は予定価格の 92%、下限は予定価格の 75%とする。
- 最低制限価格(税抜き)に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

2 建設コンサルタント等業務

業種区分	最低制限価格の算定式		おもな対象業務
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接測量費 ・諸経費 × <u>60%</u> 	左記合計額 × 1.1	
建築関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費 × 90% ・諸経費 × 60% 	左記合計額 × 1.1	
土木関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接原価 ・その他原価 × 90% ・一般管理費等 × <u>70%</u> 	左記合計額 × 1.1	
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接調査費 ・間接調査費 × 90% ・地質調査業務費(解析) × 80% ・諸経費(一般) × <u>50%</u> 	左記合計額 × 1.1	
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・直接原価 ・その他原価 × 90% ・一般管理費等 × <u>70%</u> 	左記合計額 × 1.1	

- 最低制限価格の上限は予定価格の 92%、下限は予定価格の 75%とする。
- 最低制限価格(税抜き)に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

3 役務の提供等

業種区分	最低制限価格の算定式		対象業務
建物等各種施設管理 業務	・直接業務費 ×97% ・直接経費 ×90% ・技術経費 ×90% ・間接業務費 ×55% ・諸経費 ×55%	左記合計額 ×1.1	下水処理施設等の 「運転保守等業務 委託」に限る

- 最低制限価格の上限は予定価格の 92%、下限は予定価格の 75%とする。
- 最低制限価格(税抜き)に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。
- 関連業務費については直接経費、事務費については間接業務費の算式で算出する。